

日本ESD学会選挙規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、日本ESD学会会則（以下「会則」という）第10条、第11条及び第13条に規定する会長、評議員及び会計監査の選挙の方法等について定める。

第2章 選挙管理委員会

(選挙事務の管理)

第2条 選挙に関する事務は、選挙管理委員会が管理する。

(選挙管理委員会)

第3条 選挙管理委員会の委員は、会員の中から若干名を会長が指名する。会長は指名をおこなうにあたり、評議員会の承認を得なければならない。

2. 会則第9条に定める役員は、選挙管理委員会の委員になることはできない。
3. 委員が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、会長はその委員を指名からはずすものとする。但し、(3)及び(4)の場合においては、評議員会の承認を得なければならない。
 - (1) 選挙権を有しなくなった場合
 - (2) 会長または会計監査候補者として推薦された場合
 - (3) 心身の故障のために任務を執行することができない場合
 - (4) 委員としての義務の違反、その他委員としてふさわしくない行為があった場合
4. 会長は、前項により指名をはずす場合、その他不測の事態に備えて予め補欠委員の指名を行うことができる。会長は同委員の指名を行うにあたり評議員会の承認を得なければならない。
5. 委員の任期は2年とする。補欠委員の任期は、その前任者の残存期間とする。
6. 委員長は、委員の互選とする。
7. 委員長は、選挙管理委員会を代表し、その事務を統括する。
8. 前各項に定めるものの他、選挙管理委員会の運営に関し必要な事項は、選挙管理委員会が定める。
9. 選挙に関する事務は、学会事務局が行う。

第3章 選挙権及び被選挙権

(選挙権及び被選挙権)

第4条 選挙が告示された時点で、当該年度までの会費のすべてを納めている日本ESD学会正会員は、選挙権及び被選挙権を有する。

第4章 選挙期日

(選挙の期日)

第5条 選挙は役員改選の年度に評議員会の議を経て告示を行う。原則として当該年度末までに当選が確定するようにする。

第5章 投票

(選挙の方法)

第6条 選挙は投票により行う。

(投票)

第7条 選挙は正会員による無記名投票とする。

2. 投票は、選挙管理委員会から送られた投票用紙または電子投票によって行う。
3. 投票用紙の様式及び投票の方法は、この規定で定めるものの他は、選挙管理委員会が定める
4. 投票用紙の様式及び投票の方法は、この規程で定めるものの他は、選挙管理委員会が定める。
5. 選挙権を有する者（以下、選挙人という）は、被選挙人名簿の中から、会長候補者1名及び会計監査2名について投票する。
6. 選挙人は、被選挙人名簿の中から、別表1に定める評議員の人数（以下「評議員定数」という）以内の評議員候補者について投票する。
7. 同一氏名の候補者がある場合は、氏名とともに候補者を区別することができる情報を記載する。

第6章 開票

(開票)

第8条 開票は選挙管理委員会が行う。

(投票の効力)

第9条 投票の効力は、選挙管理委員会の決定による。

(保存)

第10条 選挙管理委員会は投票の有効無効を区別し、当該選挙にかかる会長、評議員または会計監査の任期の間これを保存しなければならない。

別表1 評議員定数

会員数(人)	評議員数(人)
200 以下	15
201～350	20
351～500	25
501 以上	30

会員数は告示月の1日における正会員、学生会員、団体会員の合計とする。

第7章 候補者

(候補者の推薦)

第11条 選挙人が被選挙権を有する他人を会長または会計監査の候補者としようとするときは、本人の承諾を得て、選挙人5人の連署をもって、選挙管理委員会が定める方法で選挙管理委員長にその推薦の届出をする。

- 届出には、会長または会計監査の候補者となる者の氏名、連絡先、その他選挙管理委員会で定める事項を記載しなければならない。

第8章 当選人

(当選人)

第12条 会長選挙においては、開票の結果、有効投票の過半数を得た者を当選人とする。但し、過半数に達しない場合は、上位2名の者について再投票を行い、当選人を決定する。

- 会計監査選挙においては、有効投票の最多数を得た者から順に2名を当選人とする。
- 評議員選挙においては、有効投票の最多数を得た者から順に評議員定数に達するまでを当選人とする。
- 得票数が同じ者から当選人を決めなければならないときは、選挙管理委員会において、くじでこれを定める。
- 当選人が辞退した場合、または当選人の欠員が生じた場合、次点候補者が繰り上げ当選人とする。
- 当選人が決定したときは、選挙管理委員会は速やかに選挙結果を公示する。
- 当選人は、被選挙権を有しなくなったときは、当選を失う。
- 当選が無効となったときは、選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示しなければならない。

第9章 規程の改正

(規程の改正)

第13条 本規程の改正は理事会の議を経て評議員会の承認を必要とする。

附則

- 2017年12月1日制定
- 2019年6月2日改正
- 2021年10月1日改正
- 本規程は2022年8月30日から施行する。